



看家広報

●人々の暮らしと人生を応援!

はなえみ

2026
1月号
隔月刊
NO.166

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会

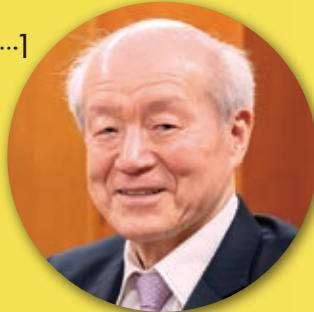
◆新春 Special Interview

家政婦(夫)の可能性の拡大に向けて 家事支援サービスに国も注目。時代の動きを捉えることが重要です。

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会 戸苅利和会長 …1

●褒章受章者からの喜びの声…6

仲間・団体に支えられてきたことに感謝し、
地域福祉を高める活動にも挑戦して参ります。



●MOVEMENT …7・8

団体検定移行となって、第10回検定試験は、
新たな時代の1ページを切り拓くことができた。

●INFORMATION …9

協会役員らが厚生労働省老健局を訪問し
在宅介護サービスでの家政婦(夫)の
積極的活用について意見交換を実施

花知識◆こもも(ベゴニア ラブミー)

●人気の八重咲品種のこももと名付けられている
鉢花で、ベゴニア ラブミーともよばれています。

咲き始めは濃いピンク色で、徐々に
明るいピンク色に変化していきます。

秋から春まで長く花を咲かせる多年草で、
日当たりの良い風通しの良い場所を好みます。

冬越えは室内で、直射日光やエアコンの当たらない
明るい窓際や、部屋の真ん中などに
置くと良いでしょう。

水は与えすぎないように、土が乾いてから
与えるようにしましょう。

●花ことば:「愛の告白」「片思い」
「幸福な日々」「親切」「あなたについていく」

●植物分類:シウカイドウ科 多年草

●原産地:ブラジル



家政婦(夫)の可能性の拡大に向けて 家事支援サービスに国も注目。時代の動きを捉えることが重要です。

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会
戸苅利和会長

プロフィール：1947年埼玉県生まれ、東京大学経済学部卒。71年に労働省入省後、民間需給調整事業室長、大臣官房長、職業安定局長等を歴任し、2004年から厚生労働事務次官。07年～11年まで(独)高齢・障害者雇用支援機構理事長。14年から公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会会长。

新年おめでとうございます。

会員の皆様方には、日頃から当協会の事業運営にご支援・ご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。本年も、看家紹介事業の発展のために役員、事務局をあげて取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

■ 家政士検定開始から10年 有資格者が1000人の大台目前に

——昨年は家政士検定制度開始から10年目にあたる節目の年でした。10周年記念事業として取り組まれたことと、家政士検定制度の今後の展望についてお聞かせください。

家政士検定制度は2016年度にスタートし、これまで891名の家政士が誕生しています。10年目にあたる昨年は、11月22日に全国10会場で一斉に実施いたしました。

第10回記念事業として、これまで検定試験未実施の地域のうちさいたま市、中国地方の岡山市で実施し、受験者に2000円の記念クオカードを進呈する等の受験者増加のための取り組み、協会の広報誌である「はなえみ」及び「ほほえみ」の家政士試験10年記念号の発行を行いました。

さらに家政士資格保有者のスキルアップのための教材を作成し、今回の合格者を含めすべての家政士に提供することとしており、第1弾を本年1月に発行するところです。

こうした取り組みによって、昨年の受験者数は130名と一昨年70名から85%増となり、新型コロナの影響を受けた2020年以降で最多を記録しました。

また、一般の受験者数も4年ぶりに20名を超えた。内訳としては、介護事業や家事サービス事業



で働いている方が11名、主婦（夫）等として介護や育児を経験している方が7名、大学等において家政・家事分野を専攻している方が2名となっています。

昨年3月に厚生労働省の団体等検定制度に第一号として認定されたことも、受験者数増加に寄与しました。特に一般の受験者が増えたことは、リスクリングの推進という国の制度の趣旨に大いにかなったことといえます。

合否の結果は、本年1月30日に受験者宛に郵便で通知いたします。合格者が109人を超れば、有資格者がいよいよ1000人の大台に乗ることになります。家政士の社会的な認知が高まる非常に意義



のあることと、期待しているところです。

本年は11月21日（土）に全国一斉に学科試験を行い、21日あるいは後日に実技試験を行うこととしています。多くのブロック、支部で積極的に実施いただくとともに、ぜひ多数の皆様に受験いただけるよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

家政士の国家資格化が 総裁選の公約に掲げられた

家政士資格については、高市早苗総理の総裁選時の公約に「家政士の国家資格化を前提にベビーシッターや家事支援サービスの利用代金の一部を税額控除します」と言及されています。成長投資と人材総活躍の環境づくりのために、介護・育児・子供の不登校等が原因の離職を減らす施策の一つとして提示されたものです。

国家資格化のあり方としては、職業能力開発促進法に基づいて実施される国家検定制度である「技能検定」になるのではないかとみています。技能検定となれば団体等検定よりさらに格が上がり、社会的なインパクトは非常に大きいと思いますね。

——期待がとてもふくらむ公約ですね。今後、技能検定として構築していくことになった際には、どのような取り組みが必要になりますか。

今は団体等検定として「家政士」の単一等級で実施していますが、技能検定では例えば「1級、2級」等の等級区分を設けることが考えられます。その際には、これまでの家政士資格を「1級」として下位等級を設けるのか、「2級」として上位等級を設定するのかを検討しなくてはなりません。そのうえで、これまで社内検定や団体等検定で家政士資格を取得した方々を技能検定合格者とみなすには、どういった手順が求められるか。何らかの講習会を実施する

等の方策も必要になります。

これまで当協会の家政士検定と、経済産業省や家事支援サービス事業の業界団体が構想する資格制度との二本立てになるような動きもありましたが、家政士が技能検定化されることになれば、当協会が指定試験実施機関になり、集約して一本化していくのではないかと考えているところです。

財政健全化に向けて 着実な取り組みが進行中

——家政士が国家資格化されれば、看家協会はますます重責を担うことになりますね。協会の運営体制として、財政状況についてもお尋ねします。昨年は複業正会員の会費減免額縮小も実施されました。

複業正会員とは「職業紹介事業以外の事業を併せて行う正会員および親会社、子会社、関連会社その他の関係会社のある正会員」を指し、会費規定では2022年4月より従前の月額5000円から月額7000円に引き上げることとされています。

2022年度以降の3年半の間、新型コロナウイルスの感染拡大や厚生労働省の介護報酬改定などによる会員紹介所の厳しい事業環境に鑑み、2000円減免して月額5000円に据え置いてきたところですが、昨年10月から本年3月までは減免額を1200円に縮小し月額5800円とすることといたしました。

協会として円滑かつ公正、的確な納付に万全を期すべく、各会員紹介所が複業正会員に該当するか、介護事業や派遣事業など国の許可事業については所轄省庁の登録を照会し、今もその事業を行っておられるかを個々の紹介所にお聞きするなどして、入念な確認を行いました。

当初、複業正会員は全体の70%程度と予想していましたが、実際には211紹介所、62.4%でした。



その会費について月額800円の増額をさせていただきましたので、年間約200万円の増収になります。看家紹介業をめぐる経営環境が厳しい中、会員の皆様のご理解、ご協力を得て、混乱することなく円滑かつ適正に会費を納入いただいておりますことに心より感謝申し上げます。

また、「家政婦（夫）賠償責任補償制度」が2023年9月に、当協会と介護労働安定センターの2団体の運営から当協会に一元化され、2024年4月には当協会運営の紹介所加入方式の「傷害補償制度」をスタートいたしました。「賠償責任補償制度」は、これまで介護労働安定センターで加入していた方も経過措置として継続できますが、新規加入は特別会員のみとなります。これらの取り組みにより、一昨年度、特別会員会費収入が12万円ですが17年ぶりに前年度を上回ったことも、財政改善に寄与する動きでした。家政婦（夫）さんを新規加入させようと、過去に退会した紹介所が再入会するケースもあり、その意味でも効果のある取り組みとなりました。

また、2025年度は厚労省から「民間人材サービスの活用検討事業」および「団体等検定制度の創設支援事業」の2件の委託事業を合計2934万円で受託いたしました。こうした取り組みもあり、財政健全化に向けて着実に歩みを進めているところです。

労働基準法適用の見直しは 慎重な検討を労働局に要請

——家政婦（夫）の就業状況の改善・整備についても伺いたいと思います。労働基準法適用見直しの動き等について、お考えと対応をお聞かせください。

昨年1月に、厚労省のもと有識者、学識者が加わって立ち上げられた

「労働基準関係法制研究会」から、「労働基準関係法制研究会報告書」が公表されました。その中で、家事使用人について「労働基準法を全面的に適用除外する現行の規定を見直す必要がある」という報告がなされ、厚労省ではこれを受けて審議会での議論が始まっています。

こうした動きに対して当協会では、労働基準局に次の申し入れをしているところです。①家政婦（夫）は使用者が個人家庭になるので、監督官による監督は適当でないこと。②個人家庭に罰金等を科すことは避けるべきこと、③労災保険の適用、保険料の納付について個人家庭の負担をできる限り軽減すること、徴収については看家協会や紹介所が関与する工夫を検討してほしいこと、④複数の就労先や利用者が高齢夫婦のみや独居老人のケースが多いことなどを考慮し雇用保険や労働時間規制の特例を考えてほしいこと、⑤労働安全衛生法の適用は困難なこと。

一方、この半年の間に、わが国の残業規制は行き過ぎではないか、労働時間短縮が急速に進んだことが日本経済の国際競争力の低下の主要な原因だという一部の民間エコノミストの主張に関心が高まり、与党である自由民主党の国会議員の中に「働き方改革」より、もっと働きたいという声に応える「働きたい改革」を進める必要があるという意見が広がっています。高市早苗総理の総裁選公約に「労働時間規制につき、心身の健康維持と従業者の選択を前提に緩和します」という項目が盛り込まれ、現在、労働時間規制の議論が政府内で行われるにいたっています。

こうした状況の変化により、労働基準局はこの1月に始まる通常国会に労働基準法改正案を提出できた



としても項目を相当絞り込むか、場合によっては改正案の国会提出を見送るかの判断を迫られているところです。このため、家事使用人の適用除外の見直しはまず見送られるとみています。

ただ、今後こうした議論が行われることにならないようするためにも、求人者に対して適切な雇用管理をしていただくための働きかけをしっかり行う、労災保険の特別加入を積極的に進めるなど、家政婦（夫）の皆さんの就業状況の改善、整備に厚労省の協力を得て取り組んでいくことが重要です。労働基準法改正案の取扱い方針が正式に決まつたら、動き出そうと考えているところです。

家政婦（夫）の就業状況の改善に向けて

——求人者である個人家庭に適正な就業環境を求める働きかけは、現場からも切実な要望が多く聞かれるテーマです。

労働基準法をそのまま適用することは適切でないとしても、個人家庭の方々に法の精神に則った雇主の責務を意識していただくように働きかけていくことは必要です。労働時間でいえば、時間管理をきちんとしていただきたいということ。休憩時間も実際は待機しているような状態ならば、それは労働時間ということになります。個人家庭で休憩室を用意することは難しいかもしれません、家政婦（夫）が一人で休憩を取れるような場所的な配慮は求めたいところです。

ただ、求人者のうち約3割のご家庭が要介護の状態にあり、ご夫婦ともに認知症を発症されている、あるいは高齢で独居されている等のケースがあります。実質的な雇用者は遠く離れた息子さんや娘さん

になる場合に、誰が指揮命令者で、就業状況の管理は誰が行うのか。雇用者に責任を果たす当事者努力を欠いていると指摘できるのか。これは非常に難しい問題です。

こうしたことを考えると、紹介所としてどういった機能を果たすのか、関与の仕方を整理しておかなくてはいけないと思いますね。何かあったら家政婦（夫）の皆さんから紹介所を介して息子さんや娘さんに相談し、何らかの対処をしていく等が、今後は求められるようになっていくかもしれません。

——家政婦（夫）と雇用主である個人家庭との間で「労働契約書」をきちんと取り交わし、労働条件を明示しておくといった対策も必要ですね。

紹介所によっては、求人者向けにお願い事項をまとめた資料を用意しているところもありますね。セクハラやカスハラ等のハラスマントも法整備が進んでいますので、そうしたことも含めて何らかのガイドラインが必要かもしれません。

1986年に男女雇用均等法が施行され、第一世代の方々が60歳を迎えつつあります。働くことに対する問題意識が高いこの世代の方たちに家政婦（夫）に加わっていただくにも、就業環境の改善・整備が必要。求職者の確保という意味でも、大切なテーマだと思います。

賃金引き上げも強い後押しを継続していく

——家政婦（夫）の求人賃金引き上げの要請活動も、協会として取り組みを継続されています。

諸物価の高騰などの社会情勢の中、国は賃金引き上げを重要政策課題とし、経済界、労働界はじめ

各方面においても呼応する動きが広がっています。これに伴って家政婦（夫）さんの賃金を引き上げる取り組みは、協会と会員紹介所が一体となって継続していくかなくてはなりません。

——昨年、埼玉県のある病院で、今まで最低賃金水準だった求人賃金が、紹介所からの申し入れにより時給1500円に改善された例もあります。協会からの賃金改定のお願い文書と、厚労省作成の賃上げ要請リーフレットを添えたことがスムーズな了承につながりました。

何のために協会があるのか、国の認可を受けた公益団体として、賃金引き上げの支援は大切な役割の一つです。会員の皆さんにとってはいわずもがな、紹介手数料収入の増加にもつながります。

個人家庭でも、時代の流れに応じた賃上げに理解を示してくださる方は多くおられるはず。臆せず協力をお願いしていただきたいと思います。

■ 家事支援普及を掲げる国策が 今後のビジネスチャンスに

——最後に、介護分野での財政難、人材不足についても伺います。この課題に協会としてどう関わっていくか、お考えをお聞かせください。

この問題の背景には、介護保険制度が始まった時点での想定を超えて高齢化が進んでいることや、ひとりっ子世帯が増えて家庭、地域の介護支援力が弱っているといった社会状況があります。

介護保険制度を利用する人が増え、財政的に非常に厳しくなっている。そこで、高齢者支援を国による介護保険給付と、自治体が主体となる総合事

業とに仕分けしていこうとする動きが進んでいますが、長期的には資金面よりも人材不足が深刻な課題になるとみています。資金があっても人がいなければ、事業が実施できないということです。

また、訪問介護員の負担軽減のために、家政婦（夫）との協働モデルを構築する経費に国からの補助金が出る施策も、この度の補正予算で可決されました。国が2/3、都道府県・市区町村が1/3という補助率です。

ただ、これらは自治体の主体的な発議で行われるものですので、まずは関心を持っていただく必要がある。協会の各支部から、自治体の介護担当部局に提案していくことが第一歩になります。かねてからこうした取り組みを先進的に行っている支部や紹介所もありますので、これも臆せず取り組まれることを期待しています。

高市早苗首相の総裁選公約や、介護分野での国の動きをビジネスチャンスとして捉え、新たな時代に乗り遅れることなく的確、機敏に看家紹介事業の展開を図ることが重要です。協会としても一層の取り組みを進めてまいります。

(インタビュー／編纂委員長・清水保人 写真／渡邊英昭)



仲間・団体に支えられてきたことに感謝し、地域福祉を高める活動にも挑戦して参ります。



有限会社ヒューマン・ケア・ステーションみえ

代表者 高橋恵美子

この度は、令和7年秋の褒章に際し、黄綬褒章を拝受いたしました。

厚生労働省をはじめ、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会のご推薦をいただき、これもひとえに皆様のご助力、ご指導の賜物と、心より感謝申し上げます。

職員をはじめ、現在関わりのある高齢者の皆様から「新聞を見たよ!」「頑張ってきたね!」と声をかけていただき、「すごいことだよ」と自分のことのように喜んでくださいました。

当日になるまでは周囲の方に準備をご協力いただき、じわじわと喜びが増してきました。

振り返れば結婚の時、「親の仕事を引き継いでね!」と言われ、女性が一生の仕事を持つのは良いことだと感じ、承知しました。初めての仕事に何もわからず、緊張と失敗できない思いでハローワークに出向き、基本を学びました。その時にご指導いただいた方には、今も本当に感謝しております。

長い間には、制度改正等により大きな変化を求められ、進むべき方向の決断をする必要に迫られました。そんな時、情報を共有し合える仲間、団体があることは大きな支えとなりました。

現在は介護保険にも関わり、地域の福祉を高めたいという思いで業務拡大と共に、市のさまざまな分野の委員会等に属し、参画しております。他県から嫁ぎ、自身の最終の地になる「桑名」。安心して老いることのできるまちにしたいと、日頃から考え実践しています。

紹介事業を通して、多くを感じ、学びがありました。人としてどう生きるか、何が大切か。常に考え、迷い、決める。これまでの経験を大切に、年齢は重ねてきましたが、いつでも興味・関心のアンテナを張り、自分の人生に悔いはないと思えるように、そして次の世代に繋げるような行動をしてゆきたいと考えております。

最後に、この機会をくださいました皆様に、心より感謝申し上げます。



団体検定移行となって、第10回検定試験は、新たな時代の1ページを切り拓くことができた。

岡山会場では検定員一同が「笑顔とリラックス」で肃々と試験を実施。東京会場では大判ポスターやチラシをつくり、一般の方への広報にも力を入れ「オールラウンドの生活支援パートナー『家政士』を目指そう」のキャッチフレーズが生まれた。「第10回記念クオカード進呈」の仕掛けも効果を生み、一般の応募を含む大幅な応募者増に結びつけることができた。

岡山会場

(有)東予ケア・サービス 西山雅啓

第10回を迎える「厚生労働大臣認定 家政士検定試験」の準備のため、会場となったポリテクセンター岡山に役員が集合したのが11月21日の午後1時。ポリテクセンター岡山の全面的な支援をいただく中、本部からの緻密な作業手順書及び近畿ブロックから提供していただいた資料をもとに、さほど多くの時間をかけずに会場設置を完了することができました。

中四国ブロックでは、第1・2回目の検定試験については高松会場にて実施経験がありましたが、その後かなりの時間が経過したことと、検定内容に緻密さと充実度合が増したことを理解しながら、当日の対応に神経を注ぎました。試験当日は、22日午前9時の役員集合時にそれぞれの配置や業務の最終確認を済ませ、いざ受付開始。受験者数が4名と少數ではありましたが、検定員等全スタッフが真剣に受験者に向き合う中、それぞれが「笑顔と

リラックス」を意識しながら学科・実技試験を肃々とこなし、全ての工程を無事終了。受付時には硬い表情の受験者の皆さんでしたが、全てが終了した後には安堵の表情と充実感が見て取れました。お一人おひとりにお礼の言葉をお伝えし、今後も家政婦（夫）さんとしてのお仕事に邁進していただけるようお願いをしてその場を別れました。

今回、検定試験を実施することで、中四国ブロックとしての幾つかの問題点や改善点が見えた気がします。中四国9県が集まってのブロックであるため、受験者・所長の移動（前泊を含む）に対する時間及び費用等など、仕方がないのですが、どうしても都市部との大きなギャップを感じてしまいます。他の気になることや皆さんから出された意見については、今後のブロック役員会において十分な熟議を経て、来年度に向け態勢を整えていきたいと思っています。

受験された皆さん、スタッフの皆さん大変お疲れさまでした。



東京会場

(有)経堂ケアサービス家政婦紹介所 鳥居佐智子

今年は、検定試験が始まって第10回を迎えるにあたり、検定委員一人ひとりの熱意がこれまで以上に込められていたように感じます。

昨年は東京会場の受験者が13名と少なく、寂しさを覚えました。そこで、何とか多くの方に応募していただけけるよう、できることを皆で考え、大判ポスターやチラシを作成し、各紹介所の内外に掲示をお願いしました。

また、社内検定から団体等検定へと移行したこと、これまで以上に一般的の皆様にも広く募集できるようになり、大変うれしく思っています。全国において、これまで数年間実施できなかった地域や、初めて試験を行う会場も増え、受験者の皆様にとって、より足を運びやすい環境になったのではないかと感じています。

その結果、東京では実技免除の方を含め37名の応募があり、非常にありがとうございました。

各紹介所の所長の皆様をはじめ、忙しい中でも高い志をもって受験してくださった皆様、そして試験運営にご協力くださったすべての皆様に、心より感謝申し上げます。

一方で、試験当日の運営については、いくつか反省すべき点もありました。これらを今後の課題として改善し、来年以降もより多くの方に受験していただけるよう、引き続き努力してまいりたいと思います。

東京会場

(株)美德介護サービス 大蔵祐子

令和7年3月、家政士検定試験は厚生労働省より団体等検定として初めて認定されました。また、本試験は第10回を迎えました。同年5月に開催された東京ブロック理事会では、受験者拡大の方策について協議を行いました。紹介所がすぐに取り組めることとして、ポスターの配布・掲示、また紹介所とつながりのある外部先へポスターや受験案内を持参し、直接声掛けを行うことなどが挙げられました。7月には、受験者に第10回記念クオカードを進呈することが決まり、それを明記したポスターも完成しました。

弊社でも、事務所のドアの内外はもちろん、建物の掲示板や道に面した近隣店舗にも掲示をお願いしました。キャッチコピーは「オールラウンドの生活支援パートナー『家政士』を目指そう」です。

8月初旬、そのポスターを見たというご近所の方(60代・一般男性)が来所されました。「何か新しいことを始めたいと思っていたところ、このポスターが目に入った」とのことでした。試験の内容について尋ねられたため、さっそくテキストをご覧いただき、「よろしければご自宅でゆっくりお読みください」と受験案内を添えて、テキスト4冊をお貸しました。その後、2週間、3週間と連絡がなく、「今回はご縁がなかったかもしれない」と思っていたところ、9月10日、「申込書を書いてみたが、分からぬところがあって」と再び来所されました。一般受験者お一人を確保できた、ありがたい出来事でした。

試験前講習は平日のため受講できないとのことでしたが、「テキストをよく読み、体調に気を付けて臨んでください」とお伝えしました。

ご本人は、親や兄弟を見取った経験から介護に近いことはしてきたものの、子育て経験はなく、独身で自炊もほとんどしてこなかったとのことでした。テキストを読み進めるだけでも大変かもしれません。

しかし、このテキストを手に取り、家政士検定試験に挑戦したことは、これからのご本人にとって一つの光明となるに違いないと感じました。

今回の出来事を通じて、改めて、家政士検定試験とそのテキストを、より多くの方に知っていただき、広めていきたいと強く思いました。



協会役員らが厚生労働省老健局を訪問し 在宅介護サービスでの家政婦（夫）の 積極的活用について意見交換を実施

飯田、徳野、茂木3副会長や宮島理事らが、昨年10月22日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課の吉田課長を訪問し、家政婦（夫）が地域での介護サービスの担い手としてより役立つことができるような方策を講じて欲しい旨要望しました。

認知症施策・地域介護推進課から、訪問介護の

深刻な人手不足に対応するため、家政婦（夫）や地域ボランティア等を活用し、介護人材の負担軽減と地域におけるサービス提供体制の維持、強化を図ること目的とした「タスクシェア・タスクシフト推進支援事業」を新規事業として予算要望している旨説明があり、同事業の積極的展開に向け意見交換を行いました。



税法上の優遇措置が適用される 当協会への寄附金をお願い申し上げます。

一人暮らしの高齢者や子を持つ共働きの家庭等が増加する中で、安全で良質な介護や子育て等の家事支援サービスへのニーズと期待が高まっています。

当協会は、設立以来看家紹介事業の発展及び看護師・家政婦（夫）の就労機会の拡大、福利厚生の向上のために様々な事業を展開してまいりました。こうした事業には、主に会員の皆様の会費と事業収入を充ててきていますが、厳しい財政事情の中にあり、活動内容の充実・強化を図るため、会員の皆様方に、ご寄附をお願い申し上げます。

◆当協会は税法上の「特定公益増進法人」と位置づけられていますので、当協会への寄附金には、税制上の優遇措置が適用され、所得税（個人）と法人税（法人）の控除を受けることができます。

●皆様からの寄附金は当協会の「寄附金取り扱い規定」に則り、有効に活用させていただきます。また当協会への寄附に対して、「感謝状」を贈らせていただきます。



お振込先 三井住友銀行 麻町支店 普通 136121 日本看護家政紹介事業協会

●寄附の詳細につきましては、協会ホームページ(<http://kanka.or.jp/kifu>)をご覧ください。



働くことが、生きる力に ～人生100年時代の新しい老後像～

かつては55歳で定年を迎え、年金を受け取りながら穏やかな老後を過ごす姿が一般的でした。ところが現在では、60歳や65歳まで働くことが当たり前となり、年金を受給しながらも仕事を続ける高齢者が増えています。

長寿化が進む一方で、生活費や医療費の負担は重く、年金だけでは十分な生活が難しいという現実があります。老後の安心を得るために、働くことを得ない人が多いのも事実です。

しかし近年は、働くことを生きがいや社会とのつながりとして捉え、前向きに仕事を続ける人も少なくありません。

誰もが「働くかどうか」を自分の意思で選べる社会こそ理想です。年金制度の安定と、多様な働き方を支える環境づくりが、人生100年時代をより豊かに生きるための鍵となるでしょう。

(投稿 匿名の方より)

★皆様からの投稿をお待ちしています。

お便りと今号のご感想・要望など看家協会事務局(E-mail: post@kanka.or.jp)まで、メールでお寄せください。また郵送の場合は協会(下記)までお送りください。

〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会 はなえみ投稿係

編纂委員会 (50音順、◎印委員長)

板井仁志、古賀道、渋谷洋子、◎清水保人、高橋和子、宮本和明、茂木芳枝、渡邊嘉子(編集顧問)

編集後記

明けましておめでとうございます。先ずは皆様方のご健康と商売繁盛をご祈念申し上げます。戸劔会長の巻頭言お読みいただけたと思います。皆様、今年はどんな年にしましょうか? 働き手の側から見ると就業環境をより良くし賃金引き上げも期待したいですね。では経営側は? やはり求職者教育そして就業環境の改善整備が必須となり求職者確保の道を開いてゆきたい。2025年問題は現実となりました、家族だけで抱え込まない新しい共助の形が具体的になりつつあります。国や地方自治体も少しずつ動き始めており、その流れに乗りたいですね。丙午「最も熱く明るい年」皆様の事業にかける情熱を形にする強力な追い風が吹くでしょう。さあ、今年も一切無事故で駿馬の駆けるが如く躍進して参りましょう。

(編纂委員長・清水保人)

安心して暮らせる社会にするために 相手を尊重することが必要。

- この頃、パワハラ、セクハラ、マタハラ、カスハラなどいろんなハラスメントが増えてきているから気をつけないとね。
- 昔はお父さんが怒ってちゃぶ台返し、なんてこともあったようだけど、今は聞かなくなってきた。
- 小学校でもいたずらするとバケツを持つて立たされたりなんてね。
- 今は机をドンと叩いても、相手に恐怖心を与えるとパワハラになるって聞いたわ。
- 今は子どもでも、部下であっても相手を人として尊重することが必要なんだね。
- 中学・高校の部活でも叱らずに、自分で気づき成長できるように育てているみたいね。
- いろんな障がいを持つ人たちもパリピックやデフリンピックで自分を発揮できる場を得て活躍できるようになってきている。
- すべての人や生き物の命が大切にされる時代になってきているのね。私はお花にも話しかけてお水をあげるわ!



看家広報 はなえみ166号 Hanaemi Bimonthly166 2026年1月25日発行

- | | |
|---------------|---|
| 発行 | 公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会
〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2 |
| TEL | 03-3353-4641 |
| FAX | 03-3353-4326 |
| URL | https://kanka.or.jp/ |
| E-mail | post@kanka.or.jp |

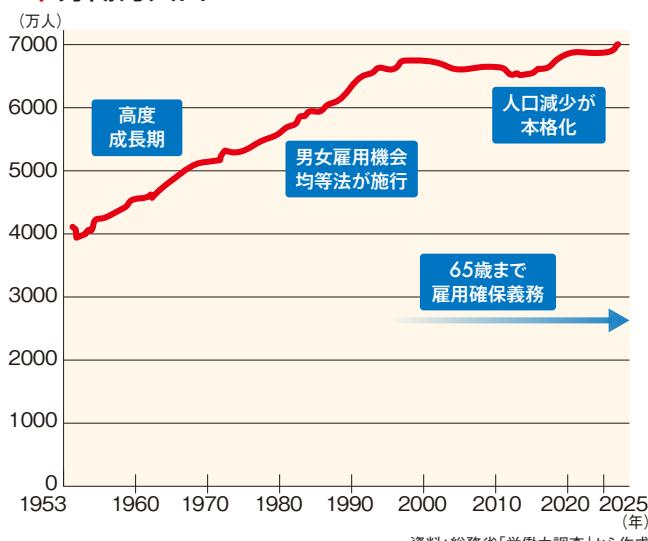


制作会社: 株式会社ヒューマン・コミュニケーション研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-7-14ライオンズ原宿402
研究室: 〒104-0045 東京都中央区築地2-15-10-1602
TEL: 03-3545-8038
E-mail: yoshiko.w@human-c-labo.net

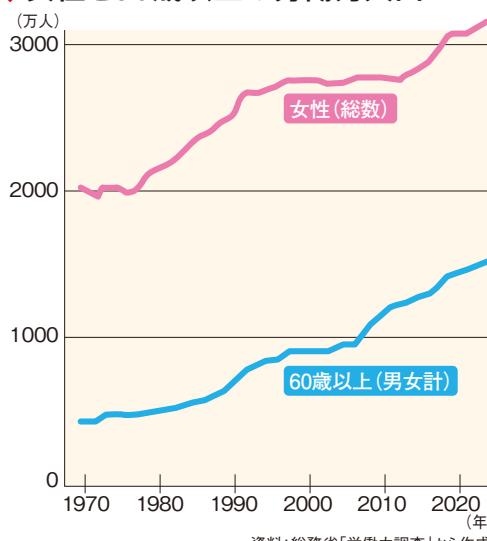
人口減少でも働き手が増えている日本

女性や高齢者の労働参加が増えている。労働市場に参加する人が7000万人を超えた。パートで働く短時間労働者等は「年収の壁」の見直しや最低賃金の上昇で、さらに増えていくとみられている。2000年代以降、定年延長など65歳までの雇用確保が義務化され、21年からは70歳までについても努力義務とされるようになっている。少子化で働き手の減少が心配されてきたが女性や高齢者の労働参加が続いている。65歳以上の医療・福祉就業者数をみると、2013年の44万人から2023年には107万人に増加している。さらに、家政士に関心を持つ人々を増やす方策に力を入れていくことが重要だ。

◆労働力人口



◆女性と60歳以上の労働力人口



◆主な産業別65歳以上の就業者数(2013年、2023年比較)

